

# 法人県民税・法人事業税・地方法人特別税の税率等について

29.1版  
福島県

## 1 法人県民税の税率等

均等割

区 分	納 め る 額
資本金等の額が50億円を超える法人	年額 880,000円 (うち森林環境税80,000円)
資本金等の額が10億円を超え50億円以下の法人	年額 594,000円 (うち森林環境税54,000円)
資本金等の額が1億円を超え10億円以下の法人	年額 143,000円 (うち森林環境税13,000円)
資本金等の額が1,000万円を超え1億円以下の法人	年額 55,000円 (うち森林環境税 5,000円)
上記の法人以外の法人等	年額 22,000円 (うち森林環境税 2,000円)

- (注) 1 「資本金等の額」とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は、同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から「資本金等の額」は以下のとおりとなります。
- ①「資本金等の額」に無償増減資等の金額を加減算する。
  - ②「資本金等の額」が「資本金」と「資本準備金」の合計額を下回る場合、「資本金」と「資本準備金」の合計額とする。
- 2 平成33年3月31日以前に開始する各事業年度分に森林環境税として10%が加算されます。
- 3 「上記の法人以外の法人等」の区分が適用となる法人は以下のとおりです。
- (1) 公共法人及び公益法人等(地方税法第25条第1項に規定する法人は非課税です。また、法人税法別表第2に規定する独立行政法人で収益事業を行うものは資本金等の額に応じて均等割が課されます。)
  - (2) 一般社団法人及び一般財団法人
  - (3) 人格のない社団等(収益事業を行わない人格のない社団及び財団は非課税です。)
  - (4) 資本金の額又は出資金の額を有しないもの((1)~(3)に掲げる法人を除きます。)
  - (5) 資本金等の額を有する法人で資本金等の額が1,000万円以下であるもの

法人税割

区 分	納 め る 額	
	H26.9.30以前	H26.10.1以後
資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人及び相互会社	法人税額 × 5.8%※1	法人税額 × 4% ※2
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人	課税標準となる法人税額が年1,000万円を超える場合 法人税額 × 5% ※1	課税標準となる法人税額が年1,000万円以下の場合 法人税額 × 3.2%※2

- (注) 1 ※1は、平成26年9月30日以前に開始する各事業年度分について適用されます。
- 2 ※2は、平成26年10月1日以後に開始し、平成34年1月31日までに終了する各事業年度分について適用されます。
- 3 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の法人税額に対する課税となります。

## 2 法人事業税の税率等

区 分	所得等の区分	税 率			
		H26.9.30以前※2	H26.10.1以後		
収入金額を課税標準とする法人 電気供給業、ガス供給業及び保険業を行う法人	収入金額	0.7%	0.9%		
所得を課税標準とする法人	普通法人 ・一般の法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%	
	・人格のない社団、財団等	所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	4%	5.1%	
	特別法人 ・協同組合、信用金庫、医療法人等	所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得※1	5.3%	6.7%	
	3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	普通法人	所得のうち年400万円以下の金額	2.7%	3.4%
		特別法人	所得のうち年400万円を超える金額及び清算所得※1	3.6%	4.6%
		普通法人	所得及び清算所得※1	5.3%	6.7%
特別法人	所得及び清算所得※1	3.6%	4.6%		

区 分	所得等の区分	税 率				
		H26.9.30以前※2	H26.10.1~H27.3.31(a)	H27.4.1~H28.3.31(b)	H28.4.1以後	
外形標準課税法人	所得割	所得のうち年400万円以下の金額	1.5%	2.2%	1.6%	0.3%
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	2.2%	3.2%	2.3%	0.5%
		所得のうち年800万円を超える金額及び清算所得※1	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
		3以上の都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人の所得及び清算所得※1	2.9%	4.3%	3.1%	0.7%
	付加価値割	付加価値額	0.48%	0.48%	0.72%	1.2%
資本割	資本金等の額	0.2%	0.2%	0.3%	0.5%	

- (注) 1 ※1の清算所得については、平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。
- 2 ※2は、平成20年10月1日から平成26年9月30日までに開始する事業年度について適用されます。

## 3 地方法人特別税(国税)の税率等

課税標準の区分	税 率		
	H26.9.30以前※2	H26.10.1以後	
法人事業税の税額(収入割額)	81%	43.2%	
法人事業税の税額(所得割額)	外形標準課税対象外法人	81%	43.2%

課税標準の区分	税 率				
	H26.9.30以前※2	H26.10.1~H27.3.31(a)	H27.4.1~H28.3.31(b)	H28.4.1以後	
法人事業税の税額(所得割額)	外形標準課税対象法人	148%	67.4%	93.5%	414.2%